

冷蔵倉庫保管料率表 （平成九年四月一日実施）

本料率表は倉庫業法第六条第一項に依る届出をした確定料率である。

一、適用規定

- (一) 一般保管料は、暦日によつて一日から十五日までと、十六日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。
- (二) 一般保管料は、寄託物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。
寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかつた体積とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量とする。
一口の貨物が少量の場合には、一個二五立方デシメートル又は一〇キログラム未満のものは、それぞれ二五立方デシメートル又は一〇キログラムとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りでない。
- (三) 容積建保管料の容積の計算は相対する両壁面間の距離と、床から冷却管下端（天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端）までの高さとの相乗積をもつてする。但し柱の占める容積（送風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積）は除く。
- (四) 庫入及び庫出の日を含めて、三日以内の保管をする場合は、日割をもつて保管料を計算することが出来る。この場合の料率表は一日につき一般保管料（一期料率）の四分の一とする。
- (五) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料一期分を加算する。
- (六) 一般保管料（ばら貨物を除く）の一個当り一期の料金に一〇銭未満の端数があるときは、その端数金額を一〇銭として計算する。
- (七) 請求各口につき一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を一〇円として計算する。
- (八) 一口一期の保管料が四〇〇円に満たない場合は四〇〇円とする。

二、料率表

- (一) 一般保管料率（二期料率）

級 別	料 率	
	一〇 dm ³ に付	一〇 kg に付
F 級 室（-20 度 C 以下）	二二円一〇銭	二六円六〇銭
C 級 室（10 度 C 以下 -20 度 C 未満）	一一円四〇銭	一五円〇〇銭

- (二) 容積建保管料率（二ヶ月一立方メートル料率）

級 別	料 率	備 考
F 級 室	一、二二〇円	級別は（一）に同じ
C 級 室	一、一四〇円	

但し、料金は、料金の種類ごとに計算した金額の上下それぞれ一〇%の範囲内とする。

三、割増規定

- (一) 積付一〇七・五 m³又は三トン未満の小口貨物については、一般保管料率に対し次の割増をつける。但し、各割増により算出された料金が、容積又は重量の多いものの料金を超えることはできない。
 - (イ) 二・五 m³（一トン）未満 十二割増
 - (ロ) 二・五 m³（一トン）以上五 m³（一トン） 六割増
 - (ハ) 五 m³（一トン）以上七・五 m³（一トン）未満 三割増
- (二) 懸垂保管をなすものについては、一階保管料率の二十割増とする。
- (三) 室の一部に容積建保管をする場合は、容積建保管料率の五割以内の割増をつける。
- (四) 左記の貨物には次の割増をつける。
 - (イ) かき高貨物（一個四〇〇立方デシメートル以上、ばら貨物、積載不適貨物及び荷造不完全貨物） 十割以内
右の各割増は、同一寄託物について重複して適用すること及び容積建保管料について適用することができない。
 - (ロ) 汚損性貨物、嫌臭性貨物及び破損しやすい貨物 十割以内
 - (ハ) 高価品及び薬品 二十割以内
- (五) 摄氏零下二十度以下の低温で保管を行う場合は次の割増をつける。
 - (イ) -30 度 C 以下 -40 度 C 未満 F 級料率の 十割以内
 - (ロ) -40 度 C 以下 F 級料率の 二十割以内
- (六) 湿度調整等特殊保管を行った場合は、十割以内の割増をつける。
- (七) 保税地域蔵置貨物（内国貨物として庫入された貨物を除く）については三割増とする。
- (八) 割増が重複する場合は各割増率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗するものとする。

四、その他料金

- (一) 寄託物の内出及び見本抽出の場合の手数料は一件につき一〇〇円とする。
- (二) 寄託物の名義変更及び在庫証明書（在庫報告書を含む）を発行する場合は、次の手数料を徴

収する。

但し、当該貨物の保管料を限度とする。

(イ) 名義変更 各口につき五〇〇円

(ロ) 在庫証明書 一件につき五〇〇円

(三) その他寄託者の要求により特別の事務処理をした場合は、別に料金を徴収することができる。

五、消費税等の加算

消費税は、一から四までによって計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算するものとする。ただし保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

加算に当たっては、一（七）にかかわらず、右記により計算された金額に一円未満の端数があるときは、一円単位に四捨五入するものとする。

◎ 倉庫証券発行手数料

倉庫証券発行手数料 証券 一枚当り一、五〇〇円

なお、消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途加算の上申し受けます。

加算に当たっては、加算された金額に一円未満の端数があるときは、一円単位に四捨五入するものとする。